

令和2年余市町議会第1回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 1時33分

○招 集 年 月 日 余市町議会議員 9番 彫 谷 吉 英
令和2年3月4日（水曜日）

○招 集 の 場 所
余市町議事堂

○開 会
令和2年3月4日（水曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （16名）
余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫
余市町議会副議長 17番 土 屋 美奈子
余市町議会議員 2番 吉 田 豊
" 3番 近 藤 徹 哉
" 4番 藤 野 博 三
" 5番 内 海 博 一
" 6番 庄 巖 龍
" 7番 吉 田 浩 一
" 8番 茅 根 英 昭
" 10番 寺 田 進
" 11番 白 川 栄美子
" 13番 安 久 莊一郎
" 14番 大 物 翔
" 15番 中 谷 栄 利
" 16番 山 本 正 行
" 18番 岸 本 好 且

○出 席 者
余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 前 坂 伸 也
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 かおり
保 険 課 長 羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 山 本 金 五
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長 千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
水 道 課 長 中 村 利 美
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
教 育 部 長 上 村 友 成
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹

○欠 席 議 員 （2名）
余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二

社会教育課長 奈良 論
選挙管理委員会事務局長 中 島 豊
(併) 監査委員事務局長

方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本 雅純
書 記 細川 雄哉
書 記 小林 宥斗

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議員の辞職について
- 第 4 議席の一部変更について
- 第 5 常任委員の所属変更について
- 第 6 余市町議会運営委員会委員の辞任について
- 第 7 余市町議会運営委員会委員の選任について
- 第 8 並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の辞任について
- 第 9 並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の選任について
- 第 10 令和元年度余市町議会第 4 回定例会付託 議案第 5 号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
(総務文教常任委員会審査結果報告)
- 第 11 議案第 7 号 令和元年度余市町一般会計補正予算(第 7 号)
- 第 12 議案第 8 号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 13 議案第 9 号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 第 14 議案第 10 号 地方公務員法及び地

開 会 午前 10 時 00 分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和 2 年余市町議会第 1 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、野呂議員は通院のため、彫谷議員は入院のため欠席の旨それぞれ届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 14 件、委員会審査結果報告 1 件、議員の辞職について、他に一般質問と議長の諸般報告並びに令和 2 年度町政執行方針と教育行政執行方針です。

○議長(中井寿夫君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 15 番、中谷議員、議席番号 16 番、山本議員、議席番号 18 番、岸本議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○4 番(藤野博三君) 令和 2 年余市町議会第 1 回定例会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 6 名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席が

ありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案14件、委員会審査結果報告1件、議員の辞職について、一般質問は6名によります6件、令和2年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より3月19日までの16日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、議員の辞職についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和元年余市町議会第4回定例会付託に関わる日程第4、議案第5号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきましては、委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第7号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第7号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第8号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第9号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、一般質問は、6名による6件です。

日程第10、議案第1号 令和2年度余市町一般会計予算、日程第11、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計予算、日程第12、議案第3

号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第15、議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計予算の以上6件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、議長を除く議員全員で構成する令和2年度余市町各会計予算特別委員会を設置し、付託することに決しました。

日程第16、議案第11号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第12号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第13号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第14号 余市町中小企業振興条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から19日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から19日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手

元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法等の一部を改正する法律に基づき余市町監査基準の制定について、監査委員から通知がありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、会派の異動届がありましたので、報告いたします。明政会、藤野会長より1月21日付で中井議員が明政会を退会し、1月22日付で彫谷議員、茅根議員が入会した旨の届出がありましたことをご報告申し上げます。

次に、民友クラブ、野呂会長より2月28日付をもって議会交渉会派である民友クラブを解散した旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

次に、去る2月12日、札幌市において開催されました後志町村議会議長会定期総会について報告いたします。総会では、令和2年度の事業計画及び歳入歳出予算、負担金賦課徴収方法等がそれぞれ承認、決定されておりますことをご報告申し上げます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によります令和元年度事務

の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告が教育委員会からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議員の辞職についてを議題といたします。

吉田浩一議員から、地方自治法第126条の規定による辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

○事務局長（杉本雅純君） 朗読いたします。

辞職願。このたび、一身上の理由により、令和2年3月4日をもちまして余市町議会議員を辞職いたしたいので、地方自治法第126条の規定により許可下さるよう願います。

令和2年3月2日、余市町議会議員、吉田浩一。余市町議会議長、中井寿夫殿。

以上です。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

吉田浩一議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、吉田浩一議員の議員辞職を許可することに決しました。

議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時32分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 先ほど本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果に

ついて委員長からの報告を求めます。

○4番（藤野博三君） 先ほど本会議休憩中に委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員5名の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議席の一部変更について、常任委員の所属変更について、余市町議会運営委員会委員の辞任について、余市町議会運営委員会委員の選任について、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の辞任について、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の選任についてでございます。

なお、日程の割り振りにつきましては、各議員のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第4、議席の一部変更についてであります。

日程第5、常任委員の所属変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、余市町議会運営委員会委員の辞任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、余市町議会運営委員会委員の選任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の辞任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の選任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告

といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議席の一部変更について、常任委員の所属変更について、余市町議会運営委員会委員の辞任について、余市町議会運営委員会委員の選任について、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の辞任について、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の選任についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更について、常任委員の所属変更について、余市町議会運営委員会委員の辞任について、余市町議会運営委員会委員の選任について、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の辞任について、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の選任についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程はお手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議席の一部変更を行います。

会派の異動により、会議規則第3条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

8番、茅根議員の議席を11番に、9番、彫谷議員の議席を10番に、10番、寺田議員の議席を9番に、11番、白川議員の議席を8番に変更いたします。

なお、変更した議席はお手元に配付の議席表のとおりであります。

議席の移動のため暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、常任委員の所属変更についてを議題といたします。

産業建設常任委員の彫谷議員から民生環境常任委員に所属を変更されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。彫谷議員から申し出のとおり委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会の所属を変更することに決定いたしました。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、余市町議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

余市町議会運営委員会委員の野呂議員から一身上の理由により辞任願が議長に提出されております。

お諮りいたします。余市町議会委員会条例第12条第2項の規定に基づき、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、余市町議会運営委員会委員の辞任については、許可することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第7、余市町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議員の辞職及び余市町議会運営委員会の委員の辞任に伴い欠員が生じておりますので、委員2名

の補充のため選任を行うものであります。

余市町議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名いたします。

余市町議会運営委員会委員には、内海博一議員、岸本好且議員、以上のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の野呂議員、近藤議員から一身上の理由により辞任願が議長に提出されております。

お諮りいたします。余市町議会委員会条例第12条第2項の規定に基づき、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の辞任については許可することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の辞任に伴い欠員が生じておりますので、委員2名の補充のため選任を行うものであります。

並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名いたします。

並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委

員には、茅根英昭議員、大物翔議員、以上のとおり指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

○議長(中井寿夫君) 次に、令和元年第4回定例会において付託に関わる日程第10、議案第5号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を議題といたします。

この際、総務文教常任委員会委員長からの審査結果の報告を求めます。

○16番(山本正行君) 本日、野呂委員長から欠席の報告がありますので、副委員長の私からご報告申し上げます。

ただいま上程となりました令和元余市町議会第4回定例会において総務文教常任委員会に付託されました議案第5号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきまして、その審査の経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員会の開催年月日、出席委員、説明員等につきましては、お手元に報告書が配付されておりますので、省略させていただきます。

本条例は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることから、本町の非常勤職員等におきまして本制度に移行すべく、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるべく条例を制定するものであります。

委員会としましては、本条例案の審査に当たり、審査の参考に資するため法改正の概要、会計年度任用職員におけるフルタイムとパートタイムの給

与の格付、給付及び服務等について資料提出をお願い、慎重に審査をいたしました。

本条例の審査においては、処遇に関わる合意形成はなされているか。正職員を含め、給料をもらっている人の総数について。嘱託、臨時職員の平均勤続年数と管理責任について。今回の法改正により該当する職員は月額給与が増えるのか、ほかで1年間の年収からそのボーナス分を差し引いて給料が少なくなってしまうというような話も出て、国からの通達が出ていると聞くが。見込みとしては、どのくらい経費が増えるのか。本町の場合、パートタイムの雇用を基本とする考えで、フルタイムはいないということか。給料の格付について、上限額は定まっているが、昇給基準等はどうになっているのか。条例第11条第3項で期末手当の支給について、4月1日の発令が6か月未満の任用期間であっても3月31日を含む前年度の任用期間を合算して6か月以上になったときは支給できるということか。地方公務員法に職務の専念義務や第38条には営利企業への従事等の制限があるが、フルタイムの職員は制限を受け、パートタイムの職員は制限を受けないなど法の縛りについてとの質疑に対し、理事者側からは、職員組合と協議はしており、個別には任用の意思を面談等で確認させていただきたい。今年度5月1日時点で正職員200人、嘱託職員50人、臨時職員192人となっています。責任については、あくまでも職員の指示のもと事務等を行っています。また、勤続年数については臨時職員には日々雇用も含めた人数となっており、一概に何年という把握はしていない。今支給になっている給料より下がる場合もありますが、現給保障するので、下がることはありません。臨時職員が会計年度職員に移行した場合、その影響額は約4,000万円程度と考えています。任用の形態は、パートタイムでお願いしたいと考えています。給与の格付は職員同様、基本4号俸ずつ上がる予定ですが、1週間の勤務時間に

よってその格付が変わってきます。新年度6月期については、割り落としがあり100分の30、12月については職員と同様の支給割合となります。服務に関する規定は、フルタイム、パートタイムともほとんど同じですが、営利企業の従事制限だけパートタイムは兼業が禁止されていません。しかし、信用失墜行為の禁止、職務専念義務の観点から、必要に応じ職員から報告を求めるべきと国からも示されておりますので、職務専念義務に支障を来さないよう指導を考えていますとの答弁がなされたところであります。

これらの経過を踏まえ、採決に付したところ、令和元年度余市町議会第4回定例会において総務文教常任委員会に付託されました議案第5号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきまして、全会一致をもって原案のとおり可決との結論を得た次第であります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、総務文教常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、議案第7号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第7号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第7号）につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費、私立保育園等の入園児童の増加等に伴う教育・保育給付費負担金の増額、さらには国の令和元年度補正予算に係る高速大容量通信環境の整備による教育ICT環境の充実に向けた各小中学校における情報通信ネットワーク環境整備事業について繰越明許費を設定し、補正計上したものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う基金への積立金とふるさと納税取扱業務委託料等の増額補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、過年度分の国庫負担金の精算に伴う返還金の補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、町営斎場建替工事の契約解除に伴う事業費精算による減額補正計上を行ったものでございます。

農林水産業費におきましては、北海道の補助事業採択に伴い、余市町農業協同組合のピーマン選果機導入事業に対する補助金の補正計上を行ったものでございます。

公債費におきましては、利率見直しに伴う長期債償還元金の増額と長期債償還利子の減額補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入に

つきましては、国、道支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については地方交付税等に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

この結果、今回の補正予算額 4 億 8,822 万 5,000 円を既定予算から減額した予算総額は 92 億 7,599 万 5,000 円と相なった次第でございます。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第 7 号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第 7 号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第 7 号）。

令和元年度余市町の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 8,822 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92 億 7,599 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 4 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5 ページをお開き願います。

3、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、4 目財産管理費、補正額 6,922 万 3,000 円、25 節積立金 6,922 万 3,000 円につきましては、寄附による社会

福祉施設等建設基金積立金 33 万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金 6,889 万 3,000 円の計上でございます。

5 目企画費、補正額 5,348 万 3,000 円につきましては、ふるさと納税に係る経費として 12 節役務費 4 万 8,000 円、13 節委託料 5,343 万 5,000 円の追加計上でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目心身障害者対策費、補正額 1,000 万円、20 節扶助費 1,000 万円につきましては、支給決定の増による障害福祉サービス費等給付費の追加計上でございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費、補正額 4,318 万 9,000 円、19 節負担金補助及び交付金 3,872 万 9,000 円につきましては、給付対象者の増に伴う教育・保育給付費負担金 3,848 万 9,000 円、保育所広域入所市町村負担金 24 万円の計上、23 節償還金利子及び割引料 446 万円につきましては、平成 30 年度子ども・子育て支援交付金返還金の補正計上でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、補正額 7 億 560 万円の減、15 節工事請負費 7 億 560 万円の減につきましては、契約解除に伴う町営斎場建替工事の減額補正計上でございます。

次のページをお開き願います。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、補正額 700 万円、19 節負担金補助及び交付金 700 万円につきましては、余市町農業協同組合が地域づくり総合交付金を受けて実施いたしますピーマン選果機導入に係る補助金の補正計上でございます。

10 款教育費、2 項小学校費、3 目学校改修整備費、補正額 2,098 万 6,000 円、15 節工事請負費 2,098 万 6,000 円につきましては、各小学校情報通信ネットワーク環境整備工事の補正計上でございます。

10 款教育費、3 項中学校費、3 目学校改修整備費、補正額 1,346 万 4,000 円、15 節工事請負費 1,346 万 4,000 円につきましては、各中学校情報通

信ネットワーク環境整備工事の補正計上でございます。

10款教育費、5項保健体育費、2目ジャンプ台管理運営費、補正額3万円、18節備品購入費3万円につきましては、寄附に伴います備品購入費の計上でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額26万8,000円、2目利子、補正額26万8,000円の減につきましては、利率見直し方式により借り入れた長期債のうち本年度見直し分に係る償還元金の増と利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。

2、歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1,774万8,000円、1節地方交付税1,774万8,000円につきましては、普通交付税の計上でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額1,945万1,000円、2節児童福祉費国庫負担金1,445万1,000円につきましては、歳出における教育・保育給付費負担金の増に伴う国庫負担金の計上でございます。4節身体障害者福祉施設費国庫負担金500万円につきましては、歳出における障害福祉サービス費等給付費の増加に伴う国庫負担金の計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、補正額1,722万5,000円、1節小中学校費国庫補助金1,722万5,000円につきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金の計上でございます。

次のページをお開き願います。16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額1,267万7,000円、2節児童福祉費道負担金1,017万7,000円、5節身体障害者福祉施設費道負担金250万円につきましては、国庫負担金同様歳出の増加に伴う道負担金の増額計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補

助金、補正額700万円、1節総務費道補助金700万円につきましては、地域づくり総合交付金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1億287万6,000円、1節総務費寄附金1億287万6,000円につきましては、3,258件の余市町ふるさと応援寄附金でございます。

4目民生費寄附金、補正額33万円、1節民生費寄附金33万円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして佐藤尋子様から10万円、定池範子様から10万円、藤平哲也様から10万円、永全寺寒修行一同様から1万円、学校法人北海道キリスト教学園リタ幼稚園園児・PTA様から2万円でございます。

5目教育費寄附金、補正額3万円、1節教育費寄附金3万円につきましては、ニッカハイランドクラブ様よりジャンプ台備品購入寄附金3万円でございます。いずれも寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、6項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額1,950万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金1,950万円につきましては、歳出におけるふるさと納税経費の増額に伴う繰入金の計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額343万8,000円、1節繰越金343万8,000円につきましては、必要となる一般財源の計上でございます。

22款町債、1項町債、4目過疎対策事業債、補正額7億560万円の減、1節過疎対策事業債7億560万円の減につきましては、町営斎場建替事業債の減額計上でございます。

7目教育債、補正額1,710万円、1節教育債1,710万円につきましては、小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業債の補正計上でございます。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。第2表、繰越明許費につきましては、歳入歳出でご説明申し上げました小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業につきまして、事業の実施が翌年度に及ぶことから、当該事業費の予算を繰越して使用できるよう予算措置するものでございます。10款教育費、2項小学校費、事業名、各小学校情報通信ネットワーク環境整備事業、金額2,098万6,000円。10款教育費、3項中学校費、事業名、各中学校情報通信ネットワーク環境整備事業、金額1,346万4,000円。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。第3表、地方債補正につきましては、起債事業の追加と起債限度額の補正でございます。1、追加、起債の目的、小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業債、限度額1,710万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、償還期限、据置期間を含め30年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。償還財源、一般歳入金、その他、起債の借入については借入先の融資条件による。

2、変更、起債の目的、町営斎場建替事業債、補正前限度額8億8,960万円、補正後限度額1億8,400万円。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 大きく2つ伺います。

1つは、ふるさと応援寄附金のことについて、

もう一つは小中学校の通信回線の話についてなのですが、まずふるさと納税のほうから伺うのですが、先般の総務文教常任委員会のほうで1月末時点でのふるさと納税の受入額が1億6,000万円を超えたという話は伺っているのですが、2月末時点ではどうなっているのでしょうかということも1つと、あとこの制度というのはPR効果もそうですけれども、経済的な側面が、物やサービスが動くものですから、経済効果の部分もあると。では、経済効果としては、今時点で本年度はどのぐらいの効果があったと余市町としては見込んでいらっしゃるのか、あるいは波及効果というのはどの辺まで進捗しているというふうに見ていらっしゃるのか、その辺を伺いたい。

2つ目に、通信ネットワークの話なのですが、こちらは説明ではICT教育の充実の観点で進めていくのだという話でございますけれども、これ通信形式は有線でしょうか、無線でしょうか。それと、いずれにしても今後プログラミング教育等が必修化していくわけでございますけれども、恐らく以前聞いた範囲であれば、相変わらずコンピューター室は許可がないと鍵がかかっていて自由に使うことはできないと。本気でこの分野を育てていこうと思えば、生徒の創造性と自主性が特に必要になってくる部分なのです。従来の読み書きそろばんだけでは、到底対応できない分野だと私は考えているのですが、せっかくその状況が変わっていくのに現実の整備状況あるいは使用許可も含めて追いついていない部分があるのではないかなというふうに感ずるのですが、その辺どうなっているでしょうか、お願いいたします。

○企画政策課長(阿部弘亨君) 14番、大物議員の質問についてご答弁申し上げます。

1点目のふるさと納税についてのご質問でございますけれども、ふるさと納税の2月末時点というのがまだ月末時点での集計というのができてお

りませんので、総務文教常任委員会でお伝えしました1月末時点の1億6,131万6,000円というのが月末時点での集計されている金額でございますので、ご理解をお願いいたします。

また、経済効果、波及効果についてのご質問でございましたけれども、経済効果、波及効果につきましては基本的にはふるさと納税の返礼品というものの経済効果というふうに考えていますので、おおよそ寄附金の3割程度というふうに考えております。

○学校教育課長（高田幸樹君） 14番、大物議員の学校教育ICT関係の今回の補正に関するご質問にご答弁させていただきたいと思っております。

まず、1点目ですが、今回の工事に関わりまして有線なのか無線なのかということだったのでございますが、今回の工事につきましては各普通教室に向けて有線をはわせまして、普通教室内で無線を使えるような工事になってございます。

もう一点につきまして、現在あるコンピューター教室なのですが、議員のおっしゃるとおり現在は子供たちが許可をいただいてから使っているような現状がございます。今回の提案させていただきました補正につきましては、文科省が提唱しておりますGIGAスクール構想に伴って計画的に今後整備していくという形になってございますので、今後につきましては子供たちに少なくともICT教育が少しでも遅れることのないように整備していきたいというふうに考えてございますので、将来的には検討をしながら子供たちにコンピューターを使わせていきたいなというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたく存じます。

○16番（山本正行君） 今回の補正予算の内容を少し考えさせていただいたところ、先ほどの歳入歳出の合計が92億7,599万5,000円と相なったという話であります。補正額が今回4億8,822万5,000円ということで、減額補正のところによっ

と私は着目をさせていただきました。それで、考え方としては今回の衛生費のところでは町営斎場の建て替え工事が7億560万円の減額になっている。これについては、致し方ないのかなというふうに思います。ただ、トータルの予算金額の規模からいくと、九十何億円の全体に対して7億円の減額予算ということに対して、私も長く役場にいましたので、この予算書はよく見えていますが、いろいろな諸般の事情はあったにしてもこの減額の金額が予算全体に対する影響はかなりあるのかなというふうに認識したときに、この補正予算に対してこの捉え方を町長がどういうふうに思っているのか1度聞いておきたいなというふうに思って今質問をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○財政課長（高橋伸明君） 16番、山本議員のご質問に私のほうからご答弁申し上げます。

今回の補正予算の中で町営斎場の建て替え事業の契約解除に関わる減額の数字が総体との割合にしてかなり大きいという部分のご指摘でございますが、今回の減額につきましては2月末をもって今回の建て替えに伴う契約は解除という部分がございます。契約を解除した上で予算というものをまだ保持し続けるというのちょっと区切りといたしますか、けじめといたしますか、そういった中で整理をかけさせていただいたという補正予算でございます。そのため、割合という部分でございますが、そこについては今回額的な部分での割合という部分は補正予算上では特に意識はしてございません。これが額が小さくても同じような事案、契約解除ですとか、そういった事案があった場合には速やかに予算上も整理をさせていただいたという考え方のもと補正計上をさせていただいたというところでございます。

○16番（山本正行君） 事務担当の高橋課長の話は十分分かりますが、私が今回危惧したのは諸般のいろいろな事情がある中で、これだけの工事を

取りやめることによって7億円近いお金の減額が生じたということは、当初予算もしくは途中の補正予算かは別にして、私が議員になる前の話だと思いますが、当初で7億円の予算を組んだときに余市町全体の予算が当然その7億円の比重というのはかかってきます。そうしたときに、ほかの予算に対する配慮がもしどこかであったとしたら、それによってすぐできないものも、少しずらしたとか、そういう大きな視点での今回の補正予算の減額というのが少し気になったなというのが私の思いだったのです。事情は、いろいろと聞いていますので、これ以上は私も言いませんが、こんな状況になった町営斎場、町民は早く新しいのができることを望んでおりますので、ぜひとも今後とも鋭意努力をしていただきたいなということを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決され

ました。

○議長（中井寿夫君） 日程第12、議案第8号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（羽生満広君） ただいま上程されました議案第8号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容は、歳出におきましては療養諸費と高額療養費の不足見込みによる増額補正計上を行うものでございます。

また、歳入につきましては、保険給付費等交付金（普通交付金）により歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,800万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明を申し上げますので、2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養諸費、補正額1,500万円、19節負担金補助及び交付金1,500万円につきましては、一般被保険者に係る療養給付費の追加計上でございます。

2目高額療養費、補正額1,600万円、19節負担金

補助及び交付金1,600万円につきましては、一般被保険者に係る高額療養費の追加計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、本ページの上段をご覧ください。2、歳入、4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額3,100万円、1節保険給付費等交付金(普通交付金)3,100万円につきましては、保険給付に係る費用について北海道から交付されます保険給付費等交付金の追加計上でございます。

以上、議案第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 今回年度末ぎりぎりですべて補正をされることは、もちろん何も問題はないのですけれども、ただ保険会計自体がまだ累積を抱えている状態ではあるのは変わらないと思うのです。それで、年度の終わりではあるのですけれども、本年度の最終見通しはどの程度になると今考えていらっしゃるのかというのを伺ってまいりたいと思います。もしその即答が難しい場合は、また後日改めて伺いますので、よろしくお願ひします。

○保険課長(羽生満広君) 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

今年度の累積赤字を含めた中での見込みということでございますが、現在数字的には今集計中でございまして、正確な数字は申し上げることはできませんけれども、若干赤字になる見込みがあるというふうには考えてございます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第13、議案第9号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(中村利美君) ただいま上程されました議案第9号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回補正いたします内容につきましては、資本的支出、第1項建設改良費において予算措置しております配水設備改良費及び原水設備改良費について、本年度の事業費の確定見込みに伴い不用額が生じたため減額補正をいたし、併せて予算措置しております企業債にも変更が生じることから、所要の減額措置を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条 令和元年度余市町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項目、(4) 主要な建設改良事業、(ア) 配水管整備事業、既決予定量3億1,090万円、補正予定量4,300万円の減、計2億6,790万円。

(イ) 原水設備改良事業、既決予定量3,410万円、補正予定量1,000万円の減、計2,410万円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億1,191万4,000円」を「2億7,781万4,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「5,707万6,000円」を「2,297万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額3億9,101万4,000円、補正予定額1,890万円の減、計3億7,211万4,000円。

第4項企業債、既決予定額3億1,800万円、補正予定額1,890万円の減、計2億9,910万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額7億292万8,000円、補正予定額5,300万円の減、計6億4,992万8,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3億8,269万3,000円、補正予定額5,300万円の減、計3億2,969万3,000円。

次のページをお開き願います。第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前限度額2億2,000万円、補正後限度額2億600万円。

原水設備改良事業、補正前限度額2,800万円、補正後限度額2,310万円。

令和2年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和元年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和元年度余市町水道事業会計予

算実施計画、資本的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款資本的収入、補正額1,890万円の減、4項企業債、補正額1,890万円の減、1目企業債、補正額1,890万円の減につきましては、配水設備改良費及び原水設備改良費の事業費確定見込みに伴う減額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額5,300万円の減、1項建設改良費、補正額5,300万円の減、2目配水設備改良費、補正額4,300万円の減及び3目原水設備改良費、補正額1,000万円の減につきましては、事業費確定見込みに伴う不用額の減額補正でございます。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和元年度余市町水道事

業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第14、議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、非常勤職員等は令和2年4月1日より会計年度任用職員に移行することに伴い、それらに関連する条例の所要の改正等を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、地方公務員法及び地方自治法の改正により関連する各条例に会計年度任用職員に係る必要な事項を定めるとともに、併せて文言を整理する必要が生じたことから改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

（余市町政治倫理条例の一部改正）

第1条 余市町政治倫理条例（平成18年余市町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「嘱託職員」を「会計年度任用職員」に、「若しくは」を「又は」に改める。

（余市町統計調査条例の一部改正）

第2条 余市町統計調査条例（昭和37年余市町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「第3条第3項第2号」を「第3条第3項第3号」に改める。

（余市町職員定数条例の一部改正）

第3条 余市町職員定数条例（昭和36年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本町職員」を「常時勤務する一般職の職員（臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時の職に関するときに任用される職員に限る。）を除く。）」に改める。

（職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和28年余市町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条第2項中「超えない範囲」を「超えない範囲内」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和28年余市町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「手続き」を「手續」に、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

次のページをお願いします。

第3条中「6月以下給料」を「6月以下の範囲内で、給料」に、「勤務地手当」を「地域手当」に改め、「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年余市町条例第 号)第14条に規定する報酬の額)」を加える。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第6条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年余市町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第7条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年余市町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加

え、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除については、その職務の性質、勤務時間等を考慮して、任命権者が定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成19年余市町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正)

第9条 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例(昭和35年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。次のページをお願いします。

第6条第1項中「第9条の2第1項」を「第9条第1項」に、「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第9条の2の見出しを「(時間外勤務代休時間)」に改め、同条第1項中「余市町給与条例」を「余市町職員給与条例」に、「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に、「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改め、同条第2項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改め、同条を第9条とする。

第9条の3第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第9条の2とする。

第10条の見出し中「超過勤務」を「時間外勤務」に改め、同条第2項及び第3項中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第9条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間及び休日休暇)

第10条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間及び休日休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(余市町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 余市町職員の育児休業等に関する条例(平成4年余市町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1

歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の第2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)(当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による産前の休業措置又は、同条第2項の規定による産後の就業禁止措置とし

て与えられる休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合
当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当

する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

次のページをお開き願います。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第5条の3第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

(次項、次条第1項及び第19条において「会計年度任用職員」という。)を除く。))」を加え、同条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「支給する」とあるのは「支給することができる」とする。

第6条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。))」を加える。

第17条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第18条第1項中「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、「初め」を「始め」に改め、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。))」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用す

る同条第29項に規定する介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

第19条中「給与条例第8条」の次に「(会計年度任用職員にあつては余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年余市町条例第 号。以下この条において「会計年度任用職員給与条例」という。))第13条及び第22条)」を加え、「給与条例第16条」の次に「(会計年度任用職員にあつては会計年度任用職員給与条例第12条及び第21条)」を加える。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第11条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年余市町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。

第2条第2号中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

(余市町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 余市町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年余市町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(余市町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第13条 余市町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の

2第5項」に改める。

別表その他の非常勤の職員の項中「月額 33万円以内」を削る。

(余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第14条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和45年余市町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

(余市町職員給与条例の一部改正)

第15条 余市町職員給与条例(昭和26年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。

第2条第1項中「、夜勤手当、休日給、宿日直手当、超過勤務手当」を「、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改め、同項第1号中「休日給」を「休日勤務手当」に改め、同条第2項中「勤務時間条例第2条第6項」を「勤務時間条例第2条第9項」に、「同条例同条第5項」を「勤務時間条例第2条第6項及び第7項」に、「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改め、同条第4項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改め、同条第5項中「第9条の2第1項」を「第9条第1項」に、「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に、「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第14条の見出し及び同条第2項中「休日給」を「休日勤務手当」に改め、同条第3項中「同条例第2条第3項」を「勤務時間条例第2条第6項から第8項まで」に改め、「同項及び同条第4項」を「勤務時間条例第2条第7項から第9項まで」に改める。

第15条(見出しを含む。)中「夜勤手当」を「夜間勤務手当」に改める。

第18条の2の見出し中「超過勤務手当等」を「時間外勤務手当等」に改める。

(学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第16条 学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和28年余市町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第261条」の次に「。以下「法」という。」を加え、「規定することを目的」を「定めるもの」に改める。

第4条中「範囲で給料」を「範囲内で、給料」に、「勤務地手当」を「地域手当」に改め、「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年余市町条例第 号)第14条に規定する報酬の額)」を加える。

(余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第17条 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年余市町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。

第18条を次のように改める。

次のページをお開き願います。

(会計年度任用企業職員の給与等)

第18条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(以下「会計年度任用企業職員」という。)の給与等の種類は、次の各号に掲げる会計年度任用企業職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号

に掲げる職員として任用される会計年度任用企業職員 報酬、期末手当及び費用弁償

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される会計年度任用企業職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

2 会計年度任用企業職員の給与等の支給については、余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年余市町条例第 号）の規定を準用する。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、議案第10号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○6番（庄 巖龍君） 地方公務員法ということでございますので、余市町の公務員もたくさんおられると思いますが、例えば余市町の中には保育所がございますが、保育所に例えばここで言うところの臨時職員に当たる方がおらっしゃると。縁あって結婚をされた奥さんがおらっしゃると。その奥さんが要するに余市町の町職員として保育所の職員になられたと。こういう場合には、これは適用されるのか。当然そうですね。そののちよっと確認をさせていただきたいと思います。

○総務課長（増田豊実君） 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

臨時職員の方が会計年度任用職員に移行するというのではないのかなというところではございますけれども、職員と結婚したからといいまして身分が基本変わるものではないのかなというところ

ろですので、ご理解賜りたいと存じます。

○6番（庄 巖龍君） 私の聞いているのは臨時職員、要するに嘱託ですね。縁あってご結婚された。片方は正職員、片方は臨時職員、これを4月1日から適用されるのですかということについてお聞きしているのです。

○総務課長（増田豊実君） 6番、庄議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

臨時職員が正職員と結婚をして、身分は臨時職員から今度は会計年度任用職員には変わります。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明5日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時33分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利

余市町議会議員 16番 山 本 正 行

余市町議会議員 18番 岸 本 好 且